

令和 2 年 4 月 30 日

ご利用者・ご家族各位

社会福祉法人パール
感染予防委員会

新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されているところです。令和 2 年 4 月 30 日現在も感染拡大が続いており、5 月 6 日以降、緊急事態宣言の延長も在り得る状況となっています。

つきましては、5 月以降につきましても、引き続き下記の対応を取らせて頂くこととなりましたので、何卒ご理解・ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

記

- 1) 特別養護老人ホームの面会制限
- 2) パールライフの活動中止
- 3) 介護予防教室・若返りサークルの活動中止
- 4) 子どもテーブルの活動中止
- 5) 実習生及びボランティア受入の中止
- 6) 施設内研修会の中止
- 7) 各サービスの利用自粛・ご協力のお願い
- 8) ケアマネジャーの定期訪問の中止、電話でのモニタリング実施
- 9) 訪問介護・通所介護・福祉用具の定期モニタリング訪問の中止、書面・電話での確認
- 10) 職員のマイカー通勤、一部在宅勤務の導入

以上